

7 事務執行体制の構築

1 新しい組織体制と必要な職員数

中核市移行後の組織・職員の体制については、これまでどおり効率的・効果的な体制づくりを基本としつつ、新たな行政サービスを円滑に実施するため、組織機構の見直しと必要な人員の確保を進めます。

現時点で組織体制及び職員配置の変更を予定している部署は、以下のとおりで、移譲事務の実施に必要な職員数としては、全体で85人の増員を見込んでいます。

(1) 保健衛生部門

保健所を設置することに伴い、市が現在担っている地域保健業務との一体化を図るため、健康づくり課を解体し、保健所を中心とした体制を構築します。

保健所業務のための職員数については、現在の県一宮保健所（一宮市と稲沢市の区域を管轄）で行っている一宮市域分の業務に加えて、県の本庁で処理している業務もあることから、現保健所と同じ規模の人員が必要であると考えています。

現行 (平成 31 年 4 月 1 日)	移行後 (令和 3 年 4 月 1 日)																						
<table border="1"> <tr> <td>市民健康部</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>健康づくり課 (保健センターを含む)</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>保健所設置 準備室</td> <td>12</td> </tr> </table>	市民健康部	69	健康づくり課 (保健センターを含む)	57	保健所設置 準備室	12	<table border="1"> <tr> <td>市民健康部</td> <td>113 (+44)</td> </tr> <tr> <td>(新)保健所(所長1を含む)</td> <td>113 (+113)</td> </tr> <tr> <td>(新)保健総務課</td> <td>29 (+29)</td> </tr> <tr> <td>(新)健康支援課 (保健センターを含む)</td> <td>53 (+53)</td> </tr> <tr> <td>(新)生活衛生課</td> <td>30 (+30)</td> </tr> <tr> <td>動物保護管理 事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(廃)健康づくり課</td> <td>0 (-57)</td> </tr> <tr> <td>(廃)保健所設置 準備室</td> <td>0 (-12)</td> </tr> </table>	市民健康部	113 (+44)	(新)保健所(所長1を含む)	113 (+113)	(新)保健総務課	29 (+29)	(新)健康支援課 (保健センターを含む)	53 (+53)	(新)生活衛生課	30 (+30)	動物保護管理 事務所		(廃)健康づくり課	0 (-57)	(廃)保健所設置 準備室	0 (-12)
市民健康部	69																						
健康づくり課 (保健センターを含む)	57																						
保健所設置 準備室	12																						
市民健康部	113 (+44)																						
(新)保健所(所長1を含む)	113 (+113)																						
(新)保健総務課	29 (+29)																						
(新)健康支援課 (保健センターを含む)	53 (+53)																						
(新)生活衛生課	30 (+30)																						
動物保護管理 事務所																							
(廃)健康づくり課	0 (-57)																						
(廃)保健所設置 準備室	0 (-12)																						
<p>※数字は職員数 ()内は増減数</p> <p>※箇条書きは主な業務</p> <p>※組織・人員に変更がある 部署のみ掲載しています。 (以下同じ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域保健の総合的企画・調整 ●病院・診療所等の開設許可、指導 ●母子保健、地区保健活動 ●結核の予防、医療給付 ●食品関係施設の営業許可、指導 ●旅館・興行場等の開設許可、指導 ●動物愛護、狂犬病予防 																						

(2) 福祉・こども部門

福祉部においては、移譲事務の実施に備えて業務の効率化と市民サービスの向上を図るため、これまで各担当課で行っていた福祉施設の指導・監査業務や福祉に関する相談窓口を集約した部署の設置について検討しています。

職員数に関しては、身体障害者手帳の認定・発行、精神・難病患者の支援、福祉施設等の指導・監査（福祉部が所管する障害福祉・介護サービス事業に関連した福祉施設、こども部が所管する保育所等の乳幼児施設）など、新たな業務に対応するための人員増を見込んでいます。

現行 (平成 31 年 4 月 1 日)	移行後 (令和 3 年 4 月 1 日)																																					
<table border="1"> <tr> <td>福祉部</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>福祉課</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>生活福祉課</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>高年福祉課</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>介護保険課</td> <td>32</td> </tr> </table>	福祉部	136	福祉課	33	生活福祉課	45	高年福祉課	26	介護保険課	32	<table border="1"> <tr> <td>福祉部</td> <td>155 (+19)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新) 福祉総務課</td> <td>27 (+27)</td> <td>●福祉に関する総合相談 ●福祉施設等の指導・監査</td> </tr> <tr> <td>福祉相談室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導監査室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新) 障害福祉課</td> <td>29 (+29)</td> <td>●身体障害者手帳の認定・発行 ●障害福祉サービスの認定、給付</td> </tr> <tr> <td>生活福祉課</td> <td>41 (-4)</td> <td>●生活保護の実施 ●医療扶助のための医療機関等の指定</td> </tr> <tr> <td>高年福祉課</td> <td>26</td> <td>●高齢者在宅福祉、介護予防支援 ●有料老人ホーム等の設置認可</td> </tr> <tr> <td>介護保険課</td> <td>32</td> <td>●要介護認定、介護サービスの給付 ●介護サービス事業者の指定</td> </tr> <tr> <td>(廃) 福祉課</td> <td>0 (-33)</td> <td></td> </tr> </table>	福祉部	155 (+19)		(新) 福祉総務課	27 (+27)	●福祉に関する総合相談 ●福祉施設等の指導・監査	福祉相談室			指導監査室			(新) 障害福祉課	29 (+29)	●身体障害者手帳の認定・発行 ●障害福祉サービスの認定、給付	生活福祉課	41 (-4)	●生活保護の実施 ●医療扶助のための医療機関等の指定	高年福祉課	26	●高齢者在宅福祉、介護予防支援 ●有料老人ホーム等の設置認可	介護保険課	32	●要介護認定、介護サービスの給付 ●介護サービス事業者の指定	(廃) 福祉課	0 (-33)	
福祉部	136																																					
福祉課	33																																					
生活福祉課	45																																					
高年福祉課	26																																					
介護保険課	32																																					
福祉部	155 (+19)																																					
(新) 福祉総務課	27 (+27)	●福祉に関する総合相談 ●福祉施設等の指導・監査																																				
福祉相談室																																						
指導監査室																																						
(新) 障害福祉課	29 (+29)	●身体障害者手帳の認定・発行 ●障害福祉サービスの認定、給付																																				
生活福祉課	41 (-4)	●生活保護の実施 ●医療扶助のための医療機関等の指定																																				
高年福祉課	26	●高齢者在宅福祉、介護予防支援 ●有料老人ホーム等の設置認可																																				
介護保険課	32	●要介護認定、介護サービスの給付 ●介護サービス事業者の指定																																				
(廃) 福祉課	0 (-33)																																					
<table border="1"> <tr> <td>こども部</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>保育課 (保育園を除く)</td> <td>25</td> </tr> </table>	こども部	25	保育課 (保育園を除く)	25	<table border="1"> <tr> <td>こども部</td> <td>27 (+2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育課 (保育園を除く)</td> <td>27 (+2)</td> <td>●市立保育園の管理 ●保育所等の認可、指導・監査</td> </tr> </table>	こども部	27 (+2)		保育課 (保育園を除く)	27 (+2)	●市立保育園の管理 ●保育所等の認可、指導・監査																											
こども部	25																																					
保育課 (保育園を除く)	25																																					
こども部	27 (+2)																																					
保育課 (保育園を除く)	27 (+2)	●市立保育園の管理 ●保育所等の認可、指導・監査																																				

精神保健や難病患者の支援を福祉部門で行います

中核市移行後は、現在、県の保健所が行っている精神障害者・難病患者の相談・支援業務を市が行うこととなりますが、そうした方の福祉サービスの提供を市の福祉部門で行っていることから、相談等の支援も含め窓口を一つにすることで、市民サービスの向上を図ります。

(3) 環境・都市計画・教育部門

環境部では、大気汚染や産業廃棄物に関連した移譲事務の実施に向けて、廃棄物対策課の新設や環境政策課へ環境施策の立案部門を集約するなど、部全体の組織・人員の再編を予定しています。

また、まちづくり部における屋外広告物等の景観事務、教育文化部での市立小中学校教職員の研修実施のため、必要な職員を配置します。

現行 (平成 31 年 4 月 1 日)	移行後 (令和 3 年 4 月 1 日)																										
<table border="1"> <tr> <td>環境部</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>環境保全課</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>施設管理課</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>清掃対策課</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>浄化課</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>※職員数は現業職（清掃監督・清掃主任を含む）を除いた数です。</p>	環境部	41	環境保全課	11	施設管理課	9	清掃対策課	15	浄化課	6	<table border="1"> <tr> <td>環境部</td> <td>52 (+11)</td> </tr> <tr> <td>環境保全課</td> <td>12 (+1)</td> </tr> <tr> <td>施設管理課</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>(新) 環境政策課</td> <td>9 (+9)</td> </tr> <tr> <td>(新) 廃棄物対策課</td> <td>14 (+14)</td> </tr> <tr> <td>(新) 収集業務課</td> <td>8 (+8)</td> </tr> <tr> <td>(廃) 清掃対策課</td> <td>0 (-15)</td> </tr> <tr> <td>(廃) 浄化課</td> <td>0 (-6)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 工場の公害規制に基づく届出審査、指導 ● 公害苦情相談 ● ごみ処理施設の管理 ● し尿・浄化槽汚泥処理施設の管理 ● 環境施策の企画・立案 ● 墓地・斎場の管理 ● 廃棄物処理業の許可及び指導 ● 浄化槽設置の助成及び推進 ● 家庭ごみの収集 ● リサイクル推進 	環境部	52 (+11)	環境保全課	12 (+1)	施設管理課	9	(新) 環境政策課	9 (+9)	(新) 廃棄物対策課	14 (+14)	(新) 収集業務課	8 (+8)	(廃) 清掃対策課	0 (-15)	(廃) 浄化課	0 (-6)
環境部	41																										
環境保全課	11																										
施設管理課	9																										
清掃対策課	15																										
浄化課	6																										
環境部	52 (+11)																										
環境保全課	12 (+1)																										
施設管理課	9																										
(新) 環境政策課	9 (+9)																										
(新) 廃棄物対策課	14 (+14)																										
(新) 収集業務課	8 (+8)																										
(廃) 清掃対策課	0 (-15)																										
(廃) 浄化課	0 (-6)																										
<table border="1"> <tr> <td>まちづくり部</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>公園緑地課</td> <td>17</td> </tr> </table>	まちづくり部	17	公園緑地課	17	<table border="1"> <tr> <td>まちづくり部</td> <td>18 (+1)</td> </tr> <tr> <td>公園緑地課</td> <td>18 (+1)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 公園緑地の整備及び維持管理 ● 緑化の推進 ● 屋外広告物の許可・指導 	まちづくり部	18 (+1)	公園緑地課	18 (+1)																		
まちづくり部	17																										
公園緑地課	17																										
まちづくり部	18 (+1)																										
公園緑地課	18 (+1)																										
<table border="1"> <tr> <td>教育文化部</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>21</td> </tr> </table>	教育文化部	21	学校教育課	21	<table border="1"> <tr> <td>教育文化部</td> <td>29 (+8)</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>29 (+8)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校の教育活動の支援 ● 教職員の指導・研修 	教育文化部	29 (+8)	学校教育課	29 (+8)																		
教育文化部	21																										
学校教育課	21																										
教育文化部	29 (+8)																										
学校教育課	29 (+8)																										

今後も、事務事業の精査や法改正による移譲事務の変更等に合わせて、適宜、見直しを行い、最終的な事務執行体制を決定していきます。

2 研修等による人材の育成

(1) 県への派遣研修

中核市移行により移譲される事務は、保健所業務をはじめ専門的な知識・技術を要する分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、円滑な業務の移管を実現するには人材の確保及び育成を計画的に進めなければなりません。

このため、市では、移行後に配置が必要な専門職等を先行して採用し、平成 31 年 4 月から県へ派遣研修を始めました。

【平成 31 年度】 獣医師・薬剤師・保健師の 8 人を通年で一宮保健所等へ派遣し、研修を行っています。
(令和元年度)

分野	職種	人数	主な研修内容	派遣先
保健衛生	獣医師	2	食品衛生、試験検査関係業務	一宮保健所、 県保健医療局(本庁)
	薬剤師	2	環境衛生、薬事、感染症関係業務	
	保健師	4	結核、難病、精神保健関係業務	

【令和 2 年度】 保健所業務に加え、福祉・環境分野の移譲事務の研修について、県と協議を進めています。

分野	職種	人数	主な研修内容	派遣先
保健衛生	獣医師	5 (2)	食品衛生、試験検査、動物愛護関係業務	一宮保健所、 動物保護管理センター 尾張支所、 県保健医療局(本庁) ほか
	薬剤師	6 (2)	食品衛生、環境衛生、試験検査関係業務	
	保健師	7 (4)	結核、難病、精神保健関係業務	
	管理栄養士	1	栄養指導関係業務	
	精神保健福祉士	1	精神保健関係業務	
	事務職	5	保健所総務、難病医療給付関係業務	
福祉	事務職	1	身体障害者福祉法関係業務	尾張福祉相談センターほか
環境	化学職・事務職	各 1	大気汚染防止法、ダイオキシン対策特措法関係業務	県環境局(本庁)、 尾張県民事務所
	事務職	3	産業廃棄物、浄化槽法関係業務	

※ () 書きの数は、派遣人数のうち、平成 31 年度からの継続派遣の人数です。また、研修期間は、業務内容に合わせて 3 か月～1 年を予定していますが、今後の県との協議により、人数や派遣先なども含めて変更となる場合があります。

(2) 県職員の受入れ

特に専門性が高い保健所等の業務に対応するため、豊富な知識や技術、経験を有し指導的な立場を兼ねる県職員の派遣について、中核市移行後、一定期間受け入れ、安定した事務処理体制の構築と円滑な事務引継ぎを図ります。

受け入れる職員の職種や人数などの詳細については、県と協議を進めていきます。